

# 治水経済調査マニュアル（案）

（令和2年3月31日付け国水計調第13号）

## 各種資産評価単価及びデフレーター

令和4年3月改正

国土交通省

水管理・国土保全局河川計画課

# 目 次

第 1 表	都道府県別家屋 1m <sup>2</sup> 当たり評価額 .....	- 1 -
第 2 表	1 世帯当たり家庭用品評価額 .....	- 3 -
第 3 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額..	- 4 -
第 4 表	農漁家 1 戸当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額.....	- 8 -
第 5 表	都道府県別水稻 10 アール当たり平年収量.....	- 9 -
第 6 表	農作物価格.....	- 10 -
第 7 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり付加価値額.....	- 11 -
第 8 表	1 日当たり一般世帯清掃労働対価評価額 .....	- 13 -
第 9 表	明治以降の国土交通省所管土木工事費指数.....	- 14 -
第 10 表	治水工事費指数.....	- 16 -
第 11 表	治水事業費指数.....	- 18 -
第 12 表	総合物価指数（水害被害額デフレーター） .....	- 20 -

第1表 都道府県別家屋1m<sup>2</sup>当たり評価額

(千円/m<sup>2</sup>)

都道府県名	令和2年 評価額	令和3年 評価額	都道府県名	令和2年 評価額	令和3年 評価額
北海道	215.5	215.8	滋賀	184.8	185.0
青森	185.5	186.5	京都	217.7	217.8
岩手	186.1	187.0	大阪	232.5	231.9
宮城	215.2	215.6	兵庫	198.8	198.8
秋田	186.2	187.4	奈良	203.7	204.1
山形	184.1	185.2	和歌山	201.9	202.1
福島	211.7	212.3	鳥取	202.4	203.2
茨城	193.8	194.3	島根	205.7	206.7
栃木	189.4	189.9	岡山	206.9	207.4
群馬	178.4	178.9	広島	196.7	196.9
埼玉	196.1	196.2	山口	204.1	204.5
千葉	204.9	205.0	徳島	199.9	200.1
東京	312.2	311.0	香川	198.3	198.8
神奈川	218.1	217.9	愛媛	188.6	189.1
新潟	195.6	196.4	高知	208.6	209.3
富山	211.5	212.1	福岡	203.4	203.3
石川	199.9	200.7	佐賀	219.0	219.4
福井	239.0	239.3	長崎	197.6	198.2
山梨	205.2	205.8	熊本	193.8	194.4
長野	212.6	213.3	大分	201.1	201.4
岐阜	191.0	191.4	宮崎	175.3	175.8
静岡	204.9	205.1	鹿児島	187.8	188.3
愛知	217.5	217.2	沖縄	263.9	262.2
三重	199.0	199.2			

〈備考〉

1. 令和2年の評価額は、都道府県別に次の方法で求めた木造建物評価額と非木造建物評価額とを、当該都道府県の木造建物総延床面積と非木造建物総延床面積の構成比で加重平均したものである。

$$\text{木造（非木造）建物評価額} = \text{木造（非木造）建物} \text{m}^2 \text{あたり建築費} \times \text{補正係数}$$

注)

- 1) 木造（非木造）建築 $\text{m}^2$ あたり建築費は、「令和2年 建築動態統計調査」（国土交通省）による。
  - 2) 補正係数は、同統計調査における補正調査による単価補正率を、過去5か年について平均したものである。
  - 3) 木造（非木造）家屋総延床面積は、「令和2年度 固定資産の価格等の概要調査（家屋）」（総務省）による。
2. 令和3年の評価額は、令和2年の木造（非木造）建物 $\text{m}^2$ あたり建築費の全国値（名目）の対前年伸び率を、令和2年の都道府県別木造（非木造）建物評価額にそれぞれ乗じ、当該都道府県の木造建物総延床面積と非木造建物総延床面積の構成比で加重平均して算出した。

## 第 2 表 1 世帯当たり家庭用品評価額

(千円／世帯)

種別	令和 2 年 評価額	令和 3 年 評価額
自動車以外の 家庭用品	9,368	9,368
自動車	3,175	3,169

〈備考〉

1. 自動車以外の評価額は、「火災保険ハンドブック 共通ルール編」（損保ジャパン日本興亜（株）2015 年 10 月）中の「家財評価表」及び「令和 2 年 国勢調査」（総務省）をもとに算出した。
  - 1) 「火災保険ハンドブック 共通ルール編」（同上）から、世帯構成及び世帯主の年齢ごとの評価単価を設定する。
  - 2) 「令和 2 年 国勢調査」（同上）結果から、前述の世帯種別ごとの全体に対する割合を求め、加重平均により 1 世帯当たり家庭用品評価額を算出する。
  
2. 自動車の評価額は、「初度登録年別自動車保有車両数」及び「自動車保険車両標準価格表」等をもとに算出した。
  - 1) 「初度登録年別自動車保有車両数」（（一財）自動車検査登録情報協会 令和 2 年 10 月、令和 3 年 10 月）より、車種別の保有台数を求める。
  - 2) 「自動車保険車両標準価格表」（損保ジャパン日本興亜（株）令和 2 年 7 月 31 日～12 月 31 日、令和 3 年 7 月 1 日～12 月 31 日）から車種別の平均価格を求め、保有台数で加重平均して、1 台当たりの平均価格を求める。
  - 3) 「令和 3 年 消費動向調査」（内閣府）より、世帯当たりの平均保有台数を求め、1 台当たりの平均価格に乗じて、1 世帯当たりの平均価格とする。

注)

- 1) 「国勢調査」は 5 年ごと、「消費動向調査」は毎年の実施であるため、その時点での最新の調査結果を使用する。令和 3 年時点での最新は、「国勢調査」が令和 2 年、「消費動向調査」（内閣府）が令和 3 年である。
- 2) 「火災保険ハンドブック」、「自動車保険車両標準価格表」及び「初度登録年別自動車保有車両数」は、毎年更新される。

第3表 産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額  
及び在庫資産評価額

(千円/人)

産業分類			償却資産		在庫資産	
大分類 符号	中分類 符号	産業名	令和2年 評価額	令和3年 評価額	令和2年 評価額	令和3年 評価額
C		鉱業、採石業、砂利採取業	15,622	15,815	3,313	3,123
D		建設業	1,649	1,669	2,367	2,231
E		製造業	5,715	5,985	4,721	4,945
	9	食料品製造業	3,690	3,864	1,589	1,665
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	13,627	14,271	7,530	7,888
	11	繊維工業	3,203	3,355	2,266	2,374
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	5,642	5,908	4,434	4,645
	13	家具・装備品製造業	4,046	4,237	3,330	3,489
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	9,020	9,446	3,817	3,998
	15	印刷・同関連業	3,833	4,013	985	1,032
	16	化学工業	11,585	12,131	11,485	12,031
	17	石油製品・石炭製品製造業	48,091	50,361	53,159	55,685
	18	プラスチック製品製造業	4,911	5,142	2,559	2,680
	19	ゴム製品製造業	3,918	4,103	1,901	1,991
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	1,800	1,885	2,538	2,658
	21	窯業・土石製品製造業	7,806	8,174	5,092	5,335
	22	鉄鋼業	15,294	16,015	13,225	13,853
	23	非鉄金属製造業	8,829	9,245	11,394	11,935
	24	金属製品製造業	4,619	4,837	3,035	3,179
	25	はん用機械器具製造業	4,661	4,881	5,531	5,794
	26	生産用機械器具製造業	4,741	4,965	6,407	6,711
	27	業務用機械器具製造業	3,472	3,636	4,490	4,704
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	6,592	6,903	4,370	4,578

(千円/人)

産 業 分 類			償 却 資 産		在 庫 資 産	
大分類 符 号	中分類 符 号	産 業 名	令和2年 評価額	令和3年 評価額	令和2年 評価額	令和3年 評価額
	29	電気機械器具製造業	3,438	3,600	4,775	5,002
	30	情報通信機械器具製造業	3,081	3,226	6,716	7,035
	31	輸送用機械器具製造業	5,225	5,472	3,609	3,781
	32	その他の製造業	3,867	4,049	3,817	3,998
F		電気・ガス・熱供給・水道業	124,562	126,096	3,691	3,479
G		情報通信業	4,926	4,987	890	839
H		運輸業、郵便業	6,956	7,042	1,272	1,199
I		卸売業、小売業	2,551	2,582	2,640	2,614
	50～55	卸売業	2,465	2,496	4,267	4,224
	56	各種商品小売業	2,603	2,635	2,941	2,912
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	2,603	2,635	2,434	2,410
	58	飲食料品小売業	2,603	2,635	503	498
	59	機械器具小売業	2,603	2,635	3,584	3,548
	60	その他の小売業	2,603	2,635	2,504	2,479
	61	無店舗小売業	2,603	2,635	1,303	1,290
J		金融業、保険業	877	887	235	221
K		不動産業、物品賃貸業	25,529	25,843	11,048	10,413
L		学術研究、専門・技術サービス業	2,625	2,657	863	813
M		宿泊業、飲食サービス業	1,804	1,827	103	98
N		生活関連サービス業、娯楽業	2,833	2,868	336	317
O		教育、学習支援業	1,236	1,252	150	141
P		医療、福祉	1,339	1,355	108	102
Q		複合サービス業	877	887	235	221
R		サービス業	877	887	235	221
S		公務	877	887	235	221

注) 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

〈備考〉

1. 償却資産の評価額は、以下の方法により求めたものである。

(1) 製造業

- ① 「2020年工業統計表 産業別統計表」(経済産業省)から産業中分類別に従業者30人以上の事業所の有形固定資産額を求め、同産業別の従業者数で除して令和元年の従業者1人当たり償却資産評価額を算出する。
- ② 令和2(3)年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
  - a. 令和2(3)年の年末有形固定資産額は、前年の当該額に過去5ヶ年の年初・前年末比率の平均値を乗じた額に同年の年間所得額を加算し、同年の年間除去額及び減価償却額を控除して算出する。
  - b. 令和2(3)年の従業者数は、「労働力調査」(総務省 令和3年10月結果表)の就業者数と「2020年工業統計表 産業別統計表」の従業者数から推計して算出する。
  - c. a、bから令和2(3)年の製造業合計の従業者1人当たり有形固定資産額を求め、伸び率を算出する。
  - d. ①により得た値に当該伸び率を乗じ、さらに土地及び建物を除くための除去率を乗じて算出する。

(2) 製造業以外

- ① 「令和2年度 法人企業統計調査」(財務省)における産業大分類別の有形固定資産額(土地を除く)を同産業別の従業者数(=役員数+従業者数)で除して令和2年の従業者1人当たり償却資産評価額を算出する。
- ② 令和3年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
  - a. 令和3年の有形固定資産額は、同年の当該額の対前年増加分(民間企業設備投資から推計)に前年の有形固定資産額を加算して求める。
  - b. aより求めた値を(1)②bに準じて推計した従業者数で除して令和3年の製造業以外合計の従業者1人当たり有形固定資産額を求め、伸び率を算出する。
  - c. ①により得た値に当該伸び率を乗じ、さらに建物を除くための除去率を乗じて算出する。
- ③ 金融・保険業、複合サービス業及び公務の値は、サービス業の値と同一とした。



2. 在庫資産の評価額は、以下の方法により算出した。

(1) 製造業

- ① 「2020 年工業統計表 産業別統計表」(経済産業省)から産業中分類別に従業者 30 人以上の事業所の在庫資産額を求め、同産業別の従業者数で除して令和元年の従業者 1 人当たり在庫資産評価額を算出する。
- ② 令和 2(3)年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
  - a. 従業者 30 人以上の在庫資産額を「2020 年工業統計表 産業別統計表」から推計する。
  - b. a より求めた値を 1. (1)② b に準じて推計した従業者数で除して令和 2(3)年の製造業合計の従業者 1 人当たり在庫資産額を求め、伸び率を算出する。
  - c. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

(2) 製造業以外(卸売・小売業を除く)

- ① 「令和 2 年度 法人企業統計調査」(財務省)における産業大分類別の棚卸資産額を同産業別の従業者数(=役員数+従業員数)で除して令和 2 年の従業者 1 人当たり在庫資産評価額を算出する。
- ② 令和 3 年の推計算出方法は、次のとおりである。
  - a. 令和 3 年の棚卸資産総額は、同年の売上高(国民総支出及びこれに占める売上高の割合により推計)に棚卸資産総額の売上高に占める割合を乗じて得た額であり、同時点の従業者数(「労働力調査」により推計)で除して従業者 1 人当たり在庫資産評価額を求め、伸び率を算出する。
  - b. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。
- ③ 金融・保険業、複合サービス業及び公務の値は、サービス業の値と同一とした。

(3) 卸売・小売業

- ① 「平成 28 年 経済センサスー活動調査 卸売業・小売業に関する集計」(経済産業省)における産業中分類別の商品手持額を同産業別の従業者数で除して 27 年時点の従業者 1 人当たりの在庫資産額を算出する。
- ② 令和 2(3)年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
  - a. 令和 2(3)年の商品手持額(民間企業設備投資から推計)を従業者数(「労働力調査報告」の就業者数と「財政金融統計月報(法人企業統計年報特集)」の従業者数から推計)で除して、従業者 1 人当たり商品手持額を求め、伸び率を算出する。
  - b. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

## 第4表 農漁家1戸当たり償却資産評価額及び 在庫資産評価額

(千円/戸)

	令和2年 評価額	令和3年 評価額
償却資産	2,052	2,108
在庫資産	611	683

〈備考〉

1. 農漁家1戸当たり償却・在庫資産の評価額は、次の方法で算出した。

- 1) (令和2、3年末の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
 = (令和2、3年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
 + (令和2、3年の名目年間増加額)
- 2) (令和2年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
 = (令和元年末の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)
- 3) (令和3年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
 = (令和2年末の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
 = (令和2年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
 + (令和2年の名目年間増加額)

注)

- 1) 令和元年末の償却資産評価額は、「令和元年 営農類型別経営統計」(農林水産省)における、農家の財産(自動車・農機具、植物・牛馬(肥育牛を除く。))を用いた。また、在庫資産評価額は、同統計の棚卸資産額を用いた。

第5表 都道府県別水稻 10 アール当たり平年収量

(単位：kg)

都道府県名	令和2年評価額	令和3年評価額	都道府県名	令和2年評価額	令和3年評価額
北海道	524	526	滋賀	483	483
青森	570	574	京都	494	493
岩手	514	514	大阪	479	479
宮城	515	514	兵庫	477	477
秋田	541	543	奈良	500	500
山形	568	568	和歌山	486	486
福島	533	533	鳥取	495	495
茨城	505	505	島根	483	483
栃木	515	516	岡山	501	501
群馬	482	482	広島	508	509
埼玉	477	477	山口	481	480
千葉	534	534	徳島	462	462
東京	403	403	香川	478	478
神奈川	477	477	愛媛	469	469
新潟	527	529	高知	447	446
富山	519	520	福岡	459	457
石川	509	509	佐賀	488	487
福井	486	485	長崎	464	463
山梨	532	532	熊本	480	479
長野	598	598	大分	477	476
岐阜	476	475	宮崎	482	482
静岡	511	511	鹿児島	470	470
愛知	491	491	沖縄	299	300
三重	479	479			

〈備考〉

農林水産省統計資料（「令和2年産水陸稲の収穫量」「令和3年産水陸稲の収穫量」）の値を使用した。

## 第6表 農作物価格

(千円/トン)

農作物名		令和2年 評価額	令和3年 評価額	農作物名		令和2年 評価額	令和3年 評価額
米		225	237	野豆	さやえんどう	983	969
麦		57	58	菜科	さやいんげん	794	813
豆	大豆	137	136	根	大根	61	62
	小豆	386	419		人参	104	116
	落花生	656	623		菜	ごぼう	157
いも	甘藷	213	218		里芋	274	270
	馬鈴薯	95	99	果	りんご	274	291
果	きゅうり	261	262		みかん	213	220
	なす	319	320		夏みかん	113	114
	トマト	263	262		なし	416	457
	かぼちゃ	166	173		かき	251	282
	すいか	173	179		実	ぶどう	967
	いちご	1,165	1,207	もも	623	681	
菜	ピーマン	422	434	工	茶	547	557
	メロン	600	597	芸	てんさい	10	9
	葉 茎 菜	白菜	50	50	農	こんにゃく	112
キャベツ		67	67	作	葉たばこ	2,103	2,109
レタス		109	102	物	藷草	627	623
ほうれん草		423	428	花	菊	55	55
ねぎ		282	281		バラ	68	67
たまねぎ		67	65	卉	カーネーション	40	39

〈備考〉

1. 令和2年の値は、「令和2年 農業物価指数」（農林水産省）による。
2. 令和3年の値は、過去5ヶ年の価格（「農業物価指数」より）の対前年伸び率を平均したものを令和2年の値に乗じて算出した。
3. 花卉（菊、バラ、カーネーション）の単価は、千円/千本である。

第7表 産業分類別事業所従業者1人当たり付加価値額

(円/人)

産 業 分 類		付 加 価 値 額	
大分類 符 号	産 業 名	令和2年 評価額	令和3年 評価額
C	鉱業、採石業、砂利採取業	48,162	46,448
D	建設業	26,144	26,568
E	製造業	32,035	32,210
F	電気・ガス・熱供給・水道業	94,741	91,799
G	情報通信業	41,907	41,715
H	運輸業、郵便業	21,735	21,170
I	卸売業、小売業	28,541	28,735
J	金融業、保険業	18,964	18,733
K	不動産業、物品賃貸業	45,988	46,421
L	学術研究、専門・技術サービス業	41,151	43,308
M	宿泊業、飲食サービス業	17,010	15,969
N	生活関連サービス業、娯楽業	18,993	18,530
O	教育、学習支援業	21,122	20,460
P	医療、福祉	17,143	17,648
Q	複合サービス業	18,757	18,548
R	サービス業	20,385	20,332
S	公務	20,385	20,332

注) 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による。

〈備考〉

1. 令和2年評価額は、以下の方法により算出した。
  - ① 「令和2年度 法人企業統計調査」(財務省)から産業分類別の従業者1人当たり付加価値額(年間)を求める。
  - ② 「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)から産業分類別の年間労働日数を求める。
  - ③ ①を②で除して従業者1人1日当たり付加価値額とする。
  
2. 令和3年評価額は、以下のよう算出した。
  - ① 平成28年～令和2年について、付加価値額の対前年伸び率を算出する。
  - ② ①の5ヶ年平均値を令和2年の付加価値額に乗じて令和3年値とする。

## 第8表 1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額

(円/日)

令和2年 評価額	令和3年 評価額
12,022	12,147

〈備考〉

1. 令和2年の評価額は、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の船内・沿岸荷役従事者（男）とビル・建物清掃員（男）の値をもとに以下の方法により算出した。
  - ① 所定内給与額を所定内実労働時間で除して、1時間当たりの給与額を算出する。
  - ② ①の1時間当たりの給与額に8時間を乗じて、1日当たりの給与額を算出する。
  - ③ 船内・沿岸荷役従事者（男）とビル・建物清掃員（男）の1日当たり給与額に対し、1：2の重みをつけて加重平均を行い、令和2年評価額とする。
2. 令和3年評価額は、以下の方法により算出した。
  - ① 平成28年～令和2年について、1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額の対前年伸び率を算出する。
  - ② ①の5ヶ年平均値を令和2年の1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額に乗じて令和3年値とする。

### 第9表 明治以降の国土交通省所管土木工事費指数

(昭和9～11年度=100)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
明治 36	40.3	47.8	44.4	昭和 7	97.7	98.2	98.1
37	39.2	47.2	43.4	8	99.4	100.4	100.1
38	41.3	46.8	44.3	9	99.4	100.0	99.8
39	44.3	50.3	47.6	10	100.0	99.7	99.8
40	50.0	61.3	59.0	11	100.6	100.4	100.5
41	53.4	59.9	56.9	12	119.1	122.9	121.6
42	52.2	55.1	53.9	13	132.4	136.1	134.9
43	52.1	54.2	53.3	14	155.9	156.1	156.0
44	55.1	56.4	55.7	15	179.4	177.5	178.3
大正 元	58.3	59.4	59.8	16	199.4	193.1	195.4
2	58.4	61.6	60.1	17	206.9	200.5	203.3
3	58.1	56.3	57.2	18	238.5	230.9	234.1
4	55.8	60.2	57.9	19	326.9	316.4	321.0
5	58.5	72.1	65.4	20	1,219	1,009	1,078
6	71.7	100.3	86.9	21	2,479	2,011	2,180
7	97.0	125.3	111.2	22	5,860	5,118	5,563
8	141.5	140.4	140.9	23	1,630	11,700	11,660
9	188.6	190.3	189.5	24	6,120	18,940	17,670
10	156.7	157.0	156.9	25	18,570	22,730	20,320
11	168.0	167.2	167.5	26	23,960	26,880	25,130
12	168.5	166.3	167.1	27	26,900	29,590	27,850
13	160.2	161.8	161.3	28	29,160	31,810	30,110
14	152.7	152.8	152.8	29	29,610	31,810	30,340
昭和 元	147.4	148.5	148.2	30	29,380	31,070	29,660
2	140.9	140.8	140.8	31	32,100	34,030	32,600
3	139.7	139.9	139.9	32	33,910	36,000	34,410
4	135.5	134.6	134.8	33	33,680	34,520	33,730
5	109.9	108.8	108.0	34	35,040	36,250	34,870
6	99.1	98.2	98.4	35	37,070	38,470	36,900



(昭和9～11年度=100)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
昭和 36	41,590	42,660	40,980	平成 3	203,210	213,560	197,870
37	43,630	44,390	43,020	4	206,370	216,520	200,810
38	44,980	45,380	44,150	5	206,820	216,520	201,270
39	47,020	46,610	45,730	6	207,500	217,750	202,170
40	48,600	48,090	47,090	7	208,410	218,990	203,080
41	51,990	51,790	50,710	8	208,630	218,990	203,080
42	55,610	56,230	54,560	9	210,440	220,710	204,890
43	57,640	57,460	55,920	10	207,050	216,770	201,270
44	61,480	60,910	59,540	11	205,020	214,790	199,460
45	66,000	64,610	63,160	12	205,470	215,530	200,130
46	68,040	66,340	64,980	13	201,170	211,830	196,290
47	72,330	70,530	69,050	14	198,460	209,610	194,250
48	91,320	89,020	87,160	15	199,370	211,090	195,610
49	112,340	113,440	109,580	16	200,500	213,810	197,640
50	114,600	115,410	111,160	17	202,980	217,260	200,590
51	122,960	123,300	119,080	18	205,690	221,210	203,980
52	130,650	131,440	126,100	19	209,310	227,120	208,960
53	141,730	140,070	135,390	20	216,090	236,490	216,890
54	155,060	157,580	149,870	21	209,310	228,600	209,870
55	170,660	181,010	168,210	22	209,080	229,340	210,100
56	173,140	186,430	171,830	23	212,700	233,290	213,720
57	174,050	183,470	170,700	24	211,800	232,060	213,040
58	172,920	182,240	169,800	25	216,770	237,970	218,020
59	175,410	185,690	172,970	26	224,680	246,360	225,720
60	171,560	184,210	170,700	27	226,040	246,610	226,400
61	172,240	183,230	170,020	28	227,850	247,590	227,530
62	175,860	185,940	172,740	29	233,040	253,020	232,280
63	180,380	190,130	176,590	30	241,180	262,880	240,660
平成 元	190,100	200,000	185,650	(暫)令和 元	247,060	269,290	246,550
2	197,560	207,640	192,440	(暫) 2	246,830	268,310	246,090

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料により算出した。
2. 令和元年度及び令和2年度は暫定値。

## 第 10 表 治水工事費指数

(平成27年度=100)

年度	国土交通省 所管 土木 総合 (除く 災害復旧)	治水総合				海岸
		治水総合	河川	河川総合 開発	砂防	
昭和26	11.1	10.6	10.7	11.6	9.1	12.7
27	12.3	11.9	12.0	12.9	10.5	13.5
28	13.3	12.9	13.1	13.8	11.4	14.7
29	13.4	13.1	13.3	14.0	11.8	14.9
30	13.1	13.0	13.5	14.1	10.7	14.6
31	14.4	14.2	14.7	15.1	11.8	15.8
32	15.2	15.0	15.6	15.8	12.8	16.9
33	14.9	14.9	15.4	15.7	12.7	16.1
34	15.4	15.5	16.2	16.2	13.1	16.5
35	16.3	16.4	17.3	17.0	14.2	17.3
36	18.1	18.4	19.1	18.8	16.1	19.3
37	19.0	19.3	20.0	19.6	17.3	20.2
38	19.5	19.9	20.7	20.5	17.9	20.6
39	20.2	20.8	21.6	21.9	18.8	21.4
40	20.8	21.5	22.2	22.4	19.5	21.9
41	22.4	23.0	23.7	24.0	21.2	23.8
42	24.1	24.6	25.1	25.4	23.6	25.6
43	24.7	25.5	26.0	26.0	24.6	26.3
44	26.3	27.2	27.6	28.0	26.1	28.0
45	27.9	29.2	29.6	30.2	28.2	29.7
46	28.7	30.1	30.2	30.8	29.3	30.5
47	30.5	32.0	32.1	33.1	31.2	32.4
48	38.5	40.4	40.5	41.8	39.2	41.3
49	48.4	49.7	49.8	51.5	48.4	49.8
50	49.1	50.7	50.6	52.5	49.4	50.5
51	52.6	54.4	54.5	56.3	52.8	53.6
52	55.7	57.8	57.6	59.2	57.0	57.8
53	59.8	62.7	62.5	63.6	62.8	63.9
54	66.2	68.6	68.3	69.6	68.8	69.9
55	74.3	75.5	74.7	76.6	76.7	77.2
56	75.9	76.6	75.8	77.9	77.3	77.6
57	75.4	77.0	76.4	78.4	77.8	77.8
58	75.0	76.5	75.8	77.9	77.4	77.3
59	76.4	77.6	77.0	79.2	78.4	78.1
60	75.4	75.9	75.5	78.1	74.8	74.5
61	75.1	76.2	75.6	78.6	75.6	74.8
62	76.3	77.8	77.2	80.0	77.3	76.2
63	78.0	79.8	79.2	82.2	79.0	77.9

(平成27年度=100)

年度	国土交通省 所管 土木 総合 (除く 災害復旧)	国土交通省 所管 土木 総合 (除く 災害復旧)				海 岸
		治水総合	河 川	河川総合 開 発	砂 防	
平成元	82.0	84.1	83.6	86.9	82.7	81.6
2	85.0	87.4	86.9	90.4	85.8	84.6
3	87.4	89.9	89.4	92.9	88.2	87.2
4	88.7	91.3	90.8	94.2	89.4	88.6
5	88.9	91.5	91.1	94.4	89.6	88.8
6	89.3	91.8	91.4	94.7	90.0	90.1
7	89.7	92.2	91.9	95.1	90.5	90.5
8	89.7	92.3	91.9	95.1	90.7	90.4
9	90.5	93.1	92.6	96.0	91.6	91.1
10	88.9	91.6	91.0	94.5	90.2	89.6
11	88.1	90.7	90.2	93.5	89.5	88.5
12	88.4	90.9	90.4	93.6	89.7	88.6
13	86.7	89.0	88.6	91.3	87.8	87.1
14	85.8	87.8	87.5	89.9	86.4	85.9
15	86.4	88.2	88.0	90.0	86.9	86.5
16	87.3	88.7	88.9	90.2	87.3	87.2
17	88.6	89.8	89.9	90.9	88.3	88.2
18	90.1	91.0	91.1	92.2	89.3	89.2
19	92.3	92.6	92.9	93.8	90.7	91.1
20	95.8	95.6	96.2	96.4	93.2	94.0
21	92.7	92.6	92.8	93.2	91.1	92.0
22	92.8	92.5	92.8	93.0	91.1	92.1
23	94.4	94.1	94.4	94.4	92.5	93.3
24	94.1	93.7	94.0	93.8	92.4	92.9
25	96.3	95.9	96.2	95.9	94.8	95.4
26	99.7	99.4	99.6	99.6	98.8	99.4
27	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28	100.5	100.8	100.7	100.9	100.9	100.5
29	102.6	103.1	103.1	103.0	103.2	102.9
30	106.3	106.7	106.8	106.4	106.7	106.6
(暫)令和元	108.9	109.3	109.3	109.1	109.2	109.0
(暫)2	108.7	109.2	109.2	109.4	109.3	108.7

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料による。
2. 令和元年度及び令和2年度は暫定値。
3. 治水工事費は、治水工事費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費から構成されている。
4. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。(昭和26年度から昭和37年度は直轄事業分のみ。)

# 第 11 表 治水事業費指数

(平成27年度=100)

年 度	治水総合				海 岸
	河 川	河川総合 開 発	砂 防		
昭和 35	15.9	15.7	17.1	15.1	17.3
36	18.0	17.8	18.6	17.3	19.3
37	19.0	18.8	19.6	18.5	20.0
38	19.7	19.8	20.4	19.1	20.7
39	20.8	20.7	21.7	20.2	21.6
40	21.8	21.8	22.6	21.0	22.1
41	23.4	23.4	24.1	22.7	24.1
42	25.3	25.1	26.0	25.2	25.8
43	26.5	26.4	27.2	26.4	26.6
44	28.5	28.5	28.9	28.1	28.5
45	30.8	30.8	31.7	30.2	30.2
46	32.2	32.1	32.8	31.4	30.9
47	34.4	34.5	35.2	33.4	32.9
48	43.4	43.6	44.1	42.2	42.0
49	52.8	52.7	54.2	51.9	50.8
50	53.9	53.6	55.7	53.0	51.3
51	57.7	57.5	59.5	56.6	54.4
52	61.2	60.6	62.7	61.0	58.7
53	65.7	65.2	66.8	66.8	64.8
54	71.9	71.0	72.8	73.2	71.0
55	79.0	77.7	80.4	81.4	78.3
56	80.5	79.4	81.7	82.2	78.7
57	81.2	80.4	82.4	82.8	78.8
58	80.9	80.2	82.0	82.5	78.4
59	82.1	81.4	83.3	83.3	79.3
60	80.7	80.5	82.2	79.7	75.6
61	81.1	80.9	82.4	80.6	76.0
62	82.9	82.9	83.5	82.1	77.5
63	85.0	85.2	85.8	84.1	79.1
平成 元	89.4	89.7	90.1	87.9	82.8
2	93.0	93.3	93.8	91.1	85.9
3	95.3	95.7	96.3	93.4	88.5
4	96.2	96.5	97.3	94.5	89.9

(平成 27 年度 = 100)

年 度	治水総合	河川総合開発			砂 防	海 岸
		河 川	河川総合開発	砂 防		
平成 5	96.1	96.2	97.3	94.6	90.1	
6	96.2	96.3	97.3	94.8	91.5	
7	96.0	96.0	97.3	95.0	91.8	
8	95.7	95.6	97.0	94.9	91.6	
9	96.2	96.1	97.6	95.7	92.3	
10	94.4	94.1	96.0	94.1	90.8	
11	93.4	93.1	94.8	93.2	89.7	
12	93.5	92.9	95.2	91.5	88.4	
13	91.3	90.6	92.9	89.3	86.7	
14	89.9	89.4	91.1	87.8	85.7	
15	89.9	89.4	90.9	88.1	86.3	
16	90.0	89.7	91.0	88.2	87.0	
17	90.6	90.2	91.4	88.9	87.8	
18	91.5	91.2	92.5	89.7	88.9	
19	93.0	92.6	93.7	90.7	90.7	
20	95.6	95.4	95.8	93.3	93.6	
21	92.8	92.4	92.7	91.3	91.8	
22	92.9	92.5	93.1	91.4	92.1	
23	94.6	94.8	94.8	92.8	93.3	
24	94.1	94.5	94.2	92.6	92.9	
25	96.2	96.5	96.4	94.9	95.4	
26	99.5	99.7	99.6	98.8	99.4	
27	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
28	100.7	100.6	100.8	100.9	100.5	
29	103.0	102.9	102.9	103.1	102.9	
30	106.5	106.5	106.2	106.6	106.6	
(暫)令和 元	108.9	108.8	108.9	109.0	109.0	
(暫) 2	108.8	108.8	109.1	109.2	108.7	

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料等により算出した。
2. 令和元年度及び令和2年度は暫定値。
3. 国土交通省所管土木総合の値は、平成22年2月改正より本表から除いている。
4. 治水事業費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費、用地費及補償費から構成されている。
5. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。(昭和35年度から昭和37年度は直轄事業分のみ。)

第 12 表 総合物価指数（水害被害額デフレーター）

（指数：昭和3～7年＝100、倍率：平成27年＝1.000）

年	指数	倍率	年	指数	倍率
明治 11	35.9	3,988.3	5	85.3	1,678.5
12	41.5	3,450.1	6	107.4	1,333.1
13	49.5	2,892.5	7	140.7	1,017.6
14	54.7	2,617.6	8	172.3	831.0
15	49.9	2,869.3	9	189.4	756.0
16	39.0	3,671.3	10	146.4	978.0
17	32.5	4,405.5	11	143.0	1,001.3
18	34.1	4,198.8	12	145.0	987.4
19	31.3	4,574.4	13	150.8	949.5
20	32.2	4,446.6	14	147.3	972.0
21	32.5	4,405.5	昭和 元	130.7	1,095.5
22	35.4	4,044.6	2	124.1	1,153.7
23	40.6	3,526.6	3	124.8	1,147.3
24	38.0	3,767.9	4	121.3	1,180.4
25	39.0	3,671.3	5	91.2	1,570.0
26	36.2	3,955.2	6	77.1	1,857.1
27	38.2	3,748.2	7	85.5	1,674.6
28	41.0	3,492.2	8	98.0	1,461.0
29	44.3	3,232.1	9	100.0	1,431.8
30	49.0	2,922.0	10	101.2	1,414.7
31	51.6	2,774.8	11	105.5	1,357.7
32	51.9	2,758.8	12	128.1	1,118.0
33	55.6	2,575.2	13	135.1	1,060.0
34	53.0	2,701.5	14	153.3	933.7
35	53.5	2,676.3	15	180.0	795.4
36	56.9	2,516.3	16	194.2	737.2
37	59.9	2,390.3	17	248.7	575.6
38	64.2	2,230.2	18	286.9	499.1
39	66.2	2,162.8	19	352.6	406.1
40	71.4	2,005.3	20	—	—
41	68.7	2,084.1	21	4,146	34.538
42	65.6	2,182.6	22	10,473	13.671
43	66.4	2,156.3	23	18,193	7.870
44	68.9	2,078.1	24	21,947	6.524
大正 元	73.0	1,961.4	25	22,785	6.284
2	73.1	1,958.7	26	27,340	5.237
3	69.7	2,054.2	27	28,516	5.021
4	70.6	2,028.0	28	30,099	4.757

(指数:昭和3~7年=100、倍率:平成27年=1.000)

年	指数	倍率	年	指数	倍率
昭和 29	31,228	4.585	63	151,422	0.958
30	31,180	4.592	平成 元	154,912	0.936
31	32,772	4.369	2	158,735	0.913
32	34,795	4.115	3	163,389	0.887
33	34,237	4.182	4	166,049	0.873
34	35,283	4.058	5	166,880	0.869
35	37,296	3.839	6	165,876	0.874
36	40,230	3.559	7	165,006	0.879
37	41,695	3.434	8	164,281	0.883
38	43,533	3.289	9	165,151	0.878
39	45,497	3.147	10	165,151	0.878
40	48,236	3.006	11	162,976	0.890
41	50,759	2.857	12	160,801	0.902
42	53,579	2.706	13	159,061	0.912
43	56,547	2.564	14	156,886	0.924
44	59,219	2.449	15	154,421	0.939
45	61,814	2.346	16	152,681	0.950
46	65,310	2.220	17	150,796	0.962
47	68,965	2.102	18	149,492	0.970
48	77,705	1.866	19	148,477	0.977
49	93,754	1.547	20	147,172	0.985
50	100,587	1.442	21	146,302	0.991
51	108,532	1.336	22	143,547	1.010
52	115,842	1.252	23	141,227	1.027
53	121,245	1.196	24	140,067	1.035
54	124,582	1.164	25	139,632	1.038
55	127,985	1.133	26	141,952	1.021
56	133,637	1.085	27	144,997	1.000
57	136,462	1.063	28	145,577	0.996
58	139,620	1.039	29	145,432	0.997
59	144,108	1.006	30	145,432	0.997
60	147,433	0.983	令和 元	146,447	0.990
61	149,926	0.967	2	147,752	0.981
62	150,258	0.965	(推) 3	148,320	0.978

〈資料〉

1. 明治11年~昭和17年「日本経済の成長率」(大川一司編)
2. 昭和18年~30年 「経済要覧」(内閣府)
3. 昭和31年以降 「国民所得統計年報」、「国民経済計算年報」(内閣府)

〈備考〉

1. 昭和40年以降は、新SNA方式に基づく係数である。
2. 令和3年の値は、推計値である。

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課経済係

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL 03(5253)8111 内線 35-325